（無線機器型式検定規則の一部改正に伴う経過措置）

3　この省令の施行の際現に型式検定合格の効力を有する衛星非常用位置指示無線標識及び航空機用救命無線機の機器の型式は、この省令による改正後の検定規則（以下「新規則」という。）の規定による型式検定に合格したものとみなす。

4　受検機器の製造者は、この省令の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、四〇六・〇三七MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識の機器に係る第四条第一項の申請を行うことができる。

5　総務大臣は、この省令の施行の際現になされている、又は前項の規定によりなされた四〇六・〇三七MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び航空機用救命無線機の機器に係る申請については、新規則の規定にかかわらず、型式検定を行うことができる。この場合において、新規則別表第一号中「406.04MHz」とあるのは、「406.0374MHz」と読み替えるものとする。

告示

○総務省告示第五百四十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第十一項の規定に基づき、昭和四十四年郵政省告示第五百十三号（航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十六日

総務大臣　川端　達夫

第二項の表一の項中「又は四〇六・〇三七MHz」を「、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz」に改める。

○総務省告示第五百四十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の二第一項第五号及び第二項第五号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十五号（衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十六日

総務大臣　川端　達夫

第二項第一号中「又は四〇六・〇三七MHz」を「、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz」に改める。

○総務省告示第五百五十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の三の五第四号の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百七号（設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十六日

総務大臣　川端　達夫

第五項中「又は四〇六・〇三七MHz」を「、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz」に改める。

○総務省告示第五百五十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十三年十二月十六日

総務大臣　川端　達夫

第2の第2表中

「

406―406.1 J66　J67	移動衛星（地球から宇宙）	公共業務用（衛星位置指示無線標識用）―一般業務用（衛星位置指示無線標識用）	公共業務用（衛星位置指示無線標識用）及び一般業務用（衛星位置指示無線標識用）への割当ては、406.025MHz、406.028MHz又は406.037MHzに限る。

」を

「

406―406.1 J66　J67	移動衛星（地球から宇宙）	公共業務用（衛星位置指示無線標識用）―一般業務用（衛星位置指示無線標識用）	公共業務用（衛星位置指示無線標識用）及び一般業務用（衛星位置指示無線標識用）への割当ては、406.025MHz、406.028MHz、406.037MHz又は406.04MHzに限る。

」に改める。

○財務省　農林水産省　経済産業省告示第十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十三年十月財務省、農林水産省、経済産業省告示第十三号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十三年十二月十六日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口

ロ　「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口

ハ　建築関連中小企業者対策特別相談窓口

ニ　ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口

ホ　新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口

ヘ　口蹄疫に関する中小企業支援対策特別相談窓口

ト　円高等対策特別相談窓口

チ　日本振興銀行株式会社関連特別相談窓口

リ　株式会社武富士関連特別相談窓口

ヌ　平成二十三年タイ洪水被害に関する特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成二十四年三月三十一日までとする。